

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	避難解除区域等に係る特例措置(当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等)の新規事業者への適用 (国税5)(所得税:外、法人税:義) (地方税3)(個人住民税:外、法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	<p>・現行の避難解除区域等(※)に係る特例措置(当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等)は、東日本大震災の発生時(平成23年3月11日)に避難解除区域等に事業所を有していた事業者のみ特例措置の対象となる。</p> <p>(※)税制の特例措置の対象区域を拡大するという要望が認められることを前提に避難解除区域等としている。以下、同じ。</p> <p>・東日本大震災により失われた当該地域の約1万人の雇用を回復するためには、東日本大震災の発生時に当該地域で活動していた事業者の事業再開の促進を強化することに加え、域外から新規事業者を誘致することが不可欠と考えられる。</p> <p>・よって、避難解除区域等に係る特例措置(当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等)の対象に新規事業者を追加する。</p>
3	担当部局	復興庁 原子力災害復興班
4	評価実施時期	平成24年4月～
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成24年度 避難解除区域における特別償却又は税額控除制度の創設
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 避難解除区域等では、今後、被災者の帰還を見据えて生活インフラ等の復旧に加え、働く場の確保が重要な課題となっている。</p> <p>現行の特例措置は、東日本大震災の発生時(平成23年3月11日)に避難解除区域に事業所を有していた既存事業者の事業再開を促進することに主眼が置かれた制度になっているが、約1万人に上る失われた雇用を回復するためには、既存事業者に加え、新規事業者の立地を促進する必要がある。</p> <p>したがって、既存事業者の事業再開と同等の税制上のインセンティブを与え、新規事業者を誘致することによって、迅速な雇用の回復を通じ、被災者の帰還を促進することを目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福島復興再生特別措置法 ●福島復興再生基本方針 <p>3 福島の復興及び再生の基本理念・基本姿勢</p> <p>(2)原子力災害による被害を受けた福島の特異な諸事情を踏まえた総合的かつ迅速な施策の実施</p>

		(略) 国は、上記の福島 <small>の</small> 安全の確保及び不安の解消のための取組にとどまらず、これと産業の復興及び再生のための取組とを車の両輪と位置付け、規制等の特例や課税の特例、立地促進のための特例等を最大限に活用し、地域の特性や資源を活かした地域産業の振興、観光・交流の促進等地域が自主的かつ自立的に発展するための特別の取組を、総合的、迅速かつ大胆に進めることとする。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	現在政策体系を策定中。
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 既存事業者の事業再開と同等の税制上のインセンティブを与え、新規事業者を誘致することによって、迅速な雇用の回復を通じた被災者の帰還を促進すること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 新規事業者数及び雇用の回復数。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 既存事業者の事業再開と同等の税制上のインセンティブを与え、新規事業者を誘致することで、迅速な雇用の回復を通じ、被災者の帰還を促進する。
8	有効性等	① 適用数等 避難解除区域の特例措置の適用の要件である、「福島県による確認」の件数のべ 542 件(平成 24 年8月 22 日時点)
	② 減収額	—
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年4月～) 避難対象区域の解除後に県の確認を受けた法人に対し、当該区域において取得等した事業用設備等の特別償却又は税額控除、被災被用者に対する給与等支給額の 20%を法人税額の 20%を限度として税額控除できる措置により、事業再開が促進されることが期待できる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年4月～) 避難対象区域の解除後に県の確認を受けた法人に対し、当該区域において取得等した事業用設備等の特別償却又は税額控除、被災被用者に対する給与等支給額の 20%を法人税額の 20%を限度として税額控除できる措置により、事業再開が促進されることが期待できる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年4月～) 現行の特例措置は、東日本大震災の発生時(平成 23 年3月 11 日)に避難解除区域に事業所を有していた既存事業者の事業再開を促進することに主眼が置かれているが、1日でも早く雇用の回復し、被災者の帰還を促進するためには、既存事業者の再開に向けた取組の強化に加え、新規事業者の誘致に向けた施策を積極的に展開することが必要。 特例措置が新規事業者に適用されない場合、雇用の回復が遅れるおそれ。 《税収減を是認するような効果の有無》 既存事業者の事業再開と同等の税制上のインセンティブを与え、新規事業者を誘致することによって、迅速な雇用の回復を通じ、被災者の帰還が促進される。

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地域の復興に不可欠な住民の帰還を促進するためには、生活インフラの復旧に加え、働く場の確保が不可欠。失われた1万人の雇用の確保のためには、既存事業者の事業再開に加え、新規事業所の立地を促進することが必要であり、既存事業所と同等の税のインセンティブを新規事業者にも付与することが妥当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—